

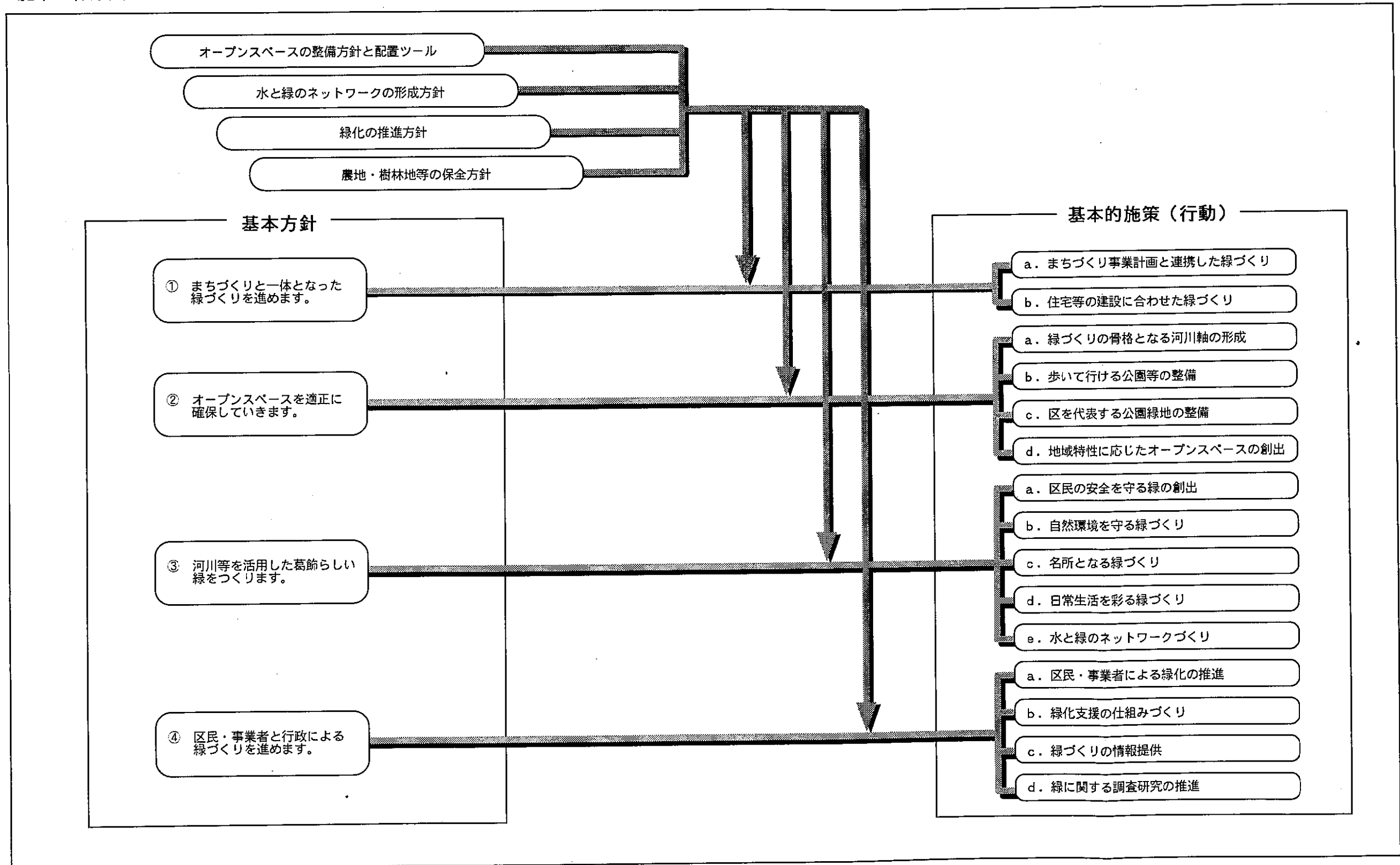
6 緑とオープンスペースに関する施策



6 緑とオープンスペースに関する施策

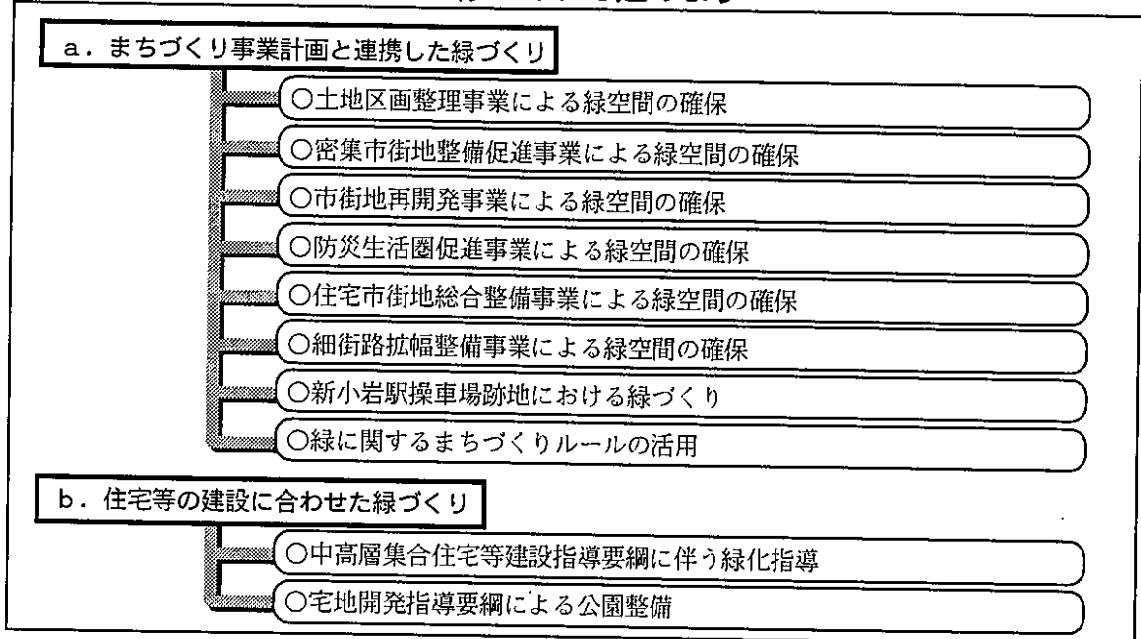
6-1 施策の体系

<施策の体系図> 4つの基本方針と15の行動





①まちづくりと一体となった緑づくりを進めます



a. まちづくり事業計画と連携した緑づくり

○土地区画整理事業による緑空間の確保

土地区画整理事業を施行すべき地域等において、土地区画整理事業が行われる場合においては、公園などのオープンスペースを適正に確保します。

○密集市街地整備促進事業による緑空間の確保

密集市街地においては、各種事業との連携を図り、公園等のオープンスペースの確保を図るとともに、民有地の緑化を推進します。

○市街地再開発事業による緑空間の確保

京成立石駅、JR金町駅など、駅前等で行われる市街地再開発事業においては、緑の特徴づけに配慮し、可能な限りオープンスペースを確保します。

○防災生活圈促進事業による緑空間の確保

密集市街地で行われる当事業と連携して、避難場所としても機能するオープンスペースの確保を図るとともに、防災活動主要道路の緑化を推進します。また、民有地の緑化を促進します。



○住宅市街地総合整備事業による緑空間の確保

住宅地を総合的に整備する当事業と連携して、公園等のオープンスペースの確保を図るとともに、民有地の緑化を促進します。

○細街路拡幅整備事業による緑空間の確保

細街路拡幅整備事業においては、道路拡幅に伴う生垣化の促進や沿道における小公園の設置を検討します。

○新小岩駅操車場跡地における緑づくり

新小岩駅操車場跡地においては、民間のスポーツ施設の緑化を充実します。

○緑に関するまちづくりルールの活用

地区計画や緑地協定等、既存の緑に関するルールを活用していきます。

b. 住宅等の建設に合わせた緑づくり

○中高層集合住宅等建設指導要綱に伴う緑化指導

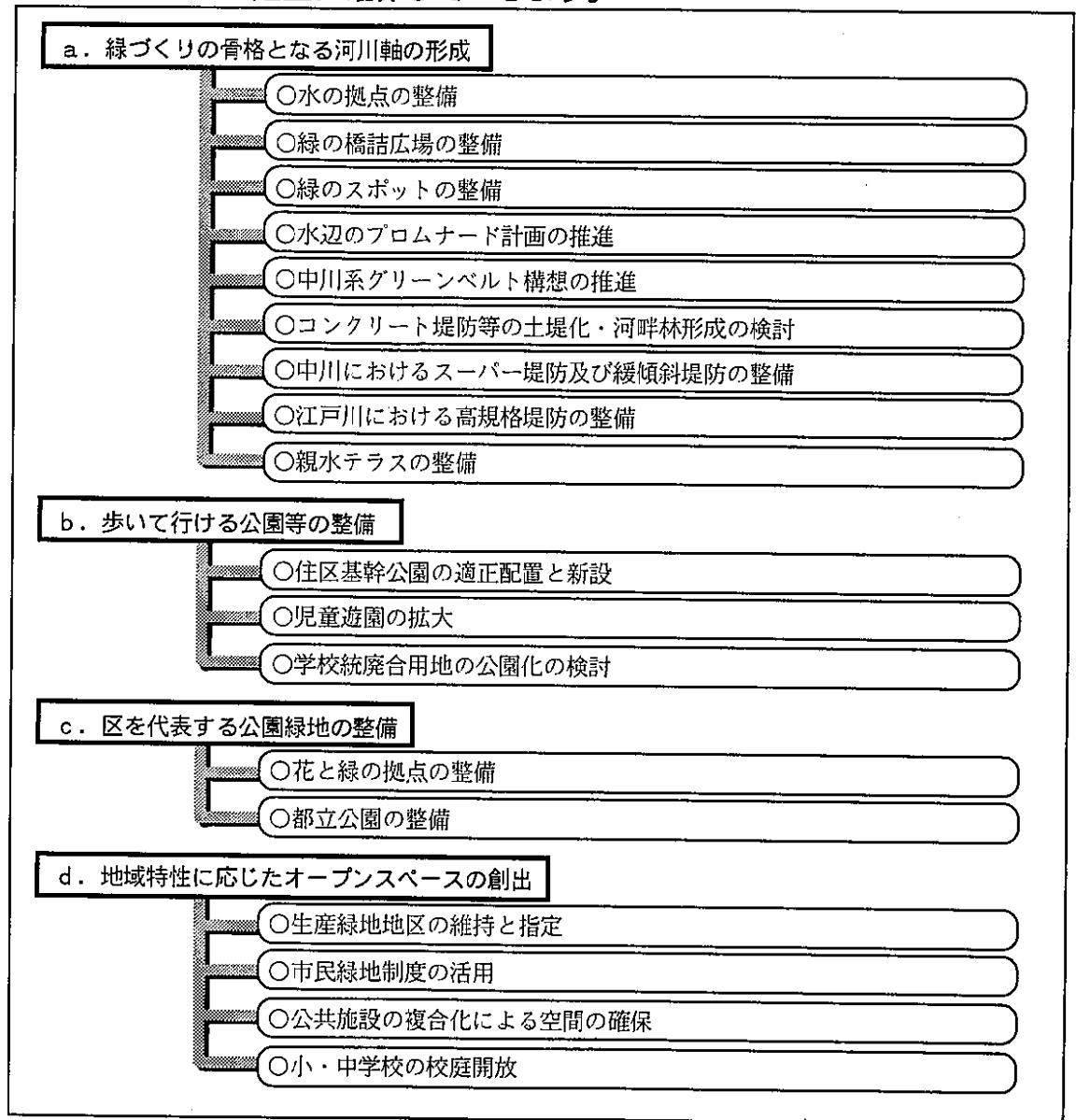
中高層集合住宅等建設の際に、葛飾区中高層集合住宅等建設指導要綱に基づき、生垣の設置や遊び場等の広場確保など、周辺環境に配慮し調和のとれた、緑化および緑地確保の指導を行います。

○宅地開発指導要綱による公園整備

宅地開発の際に、葛飾区宅地開発指導要綱に基づき、公園の確保や生垣の設置および緑化の指導を行います。



②オープンスペースを適正に確保していきます。



a. 緑づくりの骨格となる河川軸の形成

○水の拠点の整備

荒川、江戸川、中川、新中川の4河川について、区の緑づくりの骨格となる河川軸の形成を図るとともに、河川軸沿いに“水の拠点”を整備します。

○緑の橋詰広場の整備

河川を横切る橋の橋詰に、区民が身近に水と親しめる空間として“緑の橋詰広場”を整備します。



○緑のスポットの整備

橋と橋の間に、区民が気軽に河川を感じられる空間として“緑のスポット”を整備します。

○水辺のプロムナード計画の推進

平成5年、7年に策定された「水辺のプロムナード計画」を推進します。

○中川系グリーンベルト構想の推進

区の中央部を南北に流れる中川・新中川を緑量あふれる区を象徴する緑の空間とするため、中川系グリーンベルト構想を推進します。

○コンクリート堤防等の土堤化・河畔林形成の検討

コンクリート堤防となっている河川の堤防等を生態系にやさしい構造にするため、国や東京都と協議し、堤防の基本構造である盛土による土堤化の検討を図るとともに、景観面にも配慮した河畔林の形成を検討します。

○中川におけるスーパー堤防及び緩傾斜堤防の整備

中川においては、国や東京都と協力し、河川区域沿いの市街地と調和したスーパー堤防及び緩傾斜堤防の整備を推進しオープンスペースを確保します。

○江戸川における高規格堤防の整備

江戸川においては、国や東京都と協力しながら河川区域沿いの市街地と調和した高規格堤防の整備を推進しオープンスペースを確保します。

○親水テラスの整備

中川・新中川等の河川沿いについては、国や東京都と協議しながら水に触れることができる親水テラスの整備を推進します。



b. 歩いて行ける公園等の整備

○住区基幹公園の適正配置と新設

住区基幹公園においては、各公園種別毎（街区公園、近隣公園、地区公園）の誘致距離を考慮した配置を検討します。その際に、地区特性に基づいた整備ツールによる配置を行います。

○児童遊園の拡大

街区公園の配置状況に鑑み、公園不足地域においては、児童遊園に隣接する用地を取得し公園としての整備を検討します。

○学校統廃合用地の公園化の検討

学校統廃合により廃校になった学校の土地においては、公園利用の検討を積極的に行います。

c. 区を代表する公園緑地の整備

○花と緑の拠点の整備

水元中央公園や新宿交通公園などの既存の公園や新設する中規模公園を、区を代表する「花と緑の拠点」として整備します。

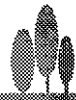
○都立公園の整備

整備中である都立水元公園の早期整備を働きかけていくとともに、新たな都立公園誘致の可能性を検討します。

d. 地域特性に応じたオープンスペースの創出

○生産緑地地区の維持と指定

生産緑地法（昭和49年制定）に基づき、区内の貴重な農業空間となっている生産緑地地区を維持します。また、水元地域や新小岩地域等に残っている、その他の市街化区域内農地についても、新たな生産緑地地区の指定を検討します。



○市民緑地制度の活用

樹林地の多くは民有地であり、これらが貴重な緑となっていることから、市民緑地制度の導入等による緑の維持・活用を検討します。

○公共施設の複合化による空間の確保

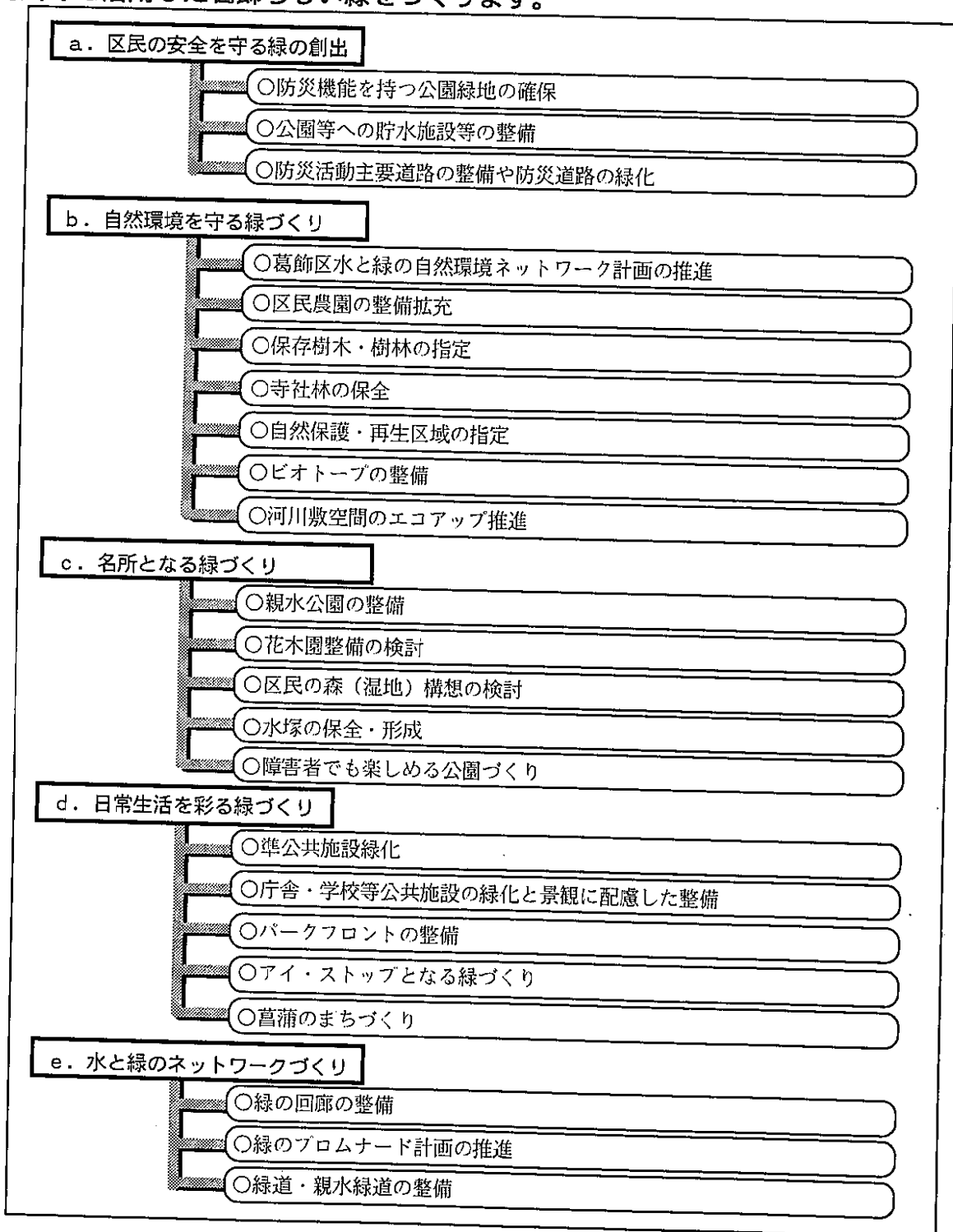
公共施設の複合化による土地の有効活用に合わせ、広場の設置や積極的な緑化等により、特徴あるオープンスペースを創出します。

○小・中学校の校庭開放

区内に適正配置されている小・中学校の校庭を開放することにより、子どもの遊び場、スポーツの場および社会教育関係者の活動の場としての使用を促進します。



③河川等を活用した葛飾らしい緑をつくります。





a. 区民の安全を守る緑の創出

○防災機能を持つ公園緑地の確保

延焼防止、避難場所となる公園緑地を確保します。また、焼け止まり機能の効果向上のため、燃えにくい樹種の植栽等に考慮します。

○公園等への貯水施設等の整備

公園等の公共オープンスペースについては、災害時に活用できる貯水施設等の整備を推進します。

○防災活動主要道路の整備や防災道路の緑化

広域避難場所等と市街地を結ぶ防災活動主要道路や防災道路を緑化することにより、災害時に安全に避難することができる避難路の形成を図ります。

b. 自然環境を守る緑づくり

○葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画の推進

平成7年に策定された「葛飾区水と緑の自然環境ネットワーク計画」を推進します。

○区民農園の整備拡充

区民が土に親しめ、気軽に農作業できる区民農園の整備を拡充します。

○保存樹木・樹林の指定

区内に残された貴重な木を保存樹木・樹林に指定し、地域の財産として残していきます。

○寺社林の保全

区内に残された貴重な緑の空間となっている寺社林を保全します。

○自然保護・再生区域の指定

貴重な自然を残している場所を自然保護区域として指定し、また、自然回復を目的として整備された区域を自然再生区域に指定します。



○ビオトープの整備

生物との共存共栄を目指し、河川改修や公園整備時にビオトープを活用した整備を推進します。

○河川敷空間のエコアップ推進

区内の生物の主要な生息空間となっている河川を将来にわたって維持していくため、ワンド、池(湿地)の整備、ヨシ原等の植生の回復、自然地の形成等のエコアップを推進します。

c. 名所となる緑づくり

○親水公園の整備

水と緑ゆたかなまちを実現するため、緑量感のある公園整備を図るとともに、水路を復元した親水公園を計画的に整備します。

○花木園整備の検討

区民が緑に関する知識を身につけられる花や樹木をテーマとする花木園の整備を検討します。

○区民の森(湿地)構想の検討

区民の公的なレクリエーションの場、自然観察の場として、自然再生区域の指定と合わせ区民の森(湿地)づくりを検討します。

○水塚の保全・形成

区の貴重な歴史的資源として、水害に見まわれた地域の中で整備された先人の知恵である水塚を保全し、新たに周辺住民にとって身近な緑とふれあえる空間として整備を検討します。

○障害者でも楽しめる公園づくり

高齢化社会に対応し、公園内の段差の解消や身障者対応のトイレの設置、スロープの設置等による人にやさしい公園づくりを推進します。また、匂いを楽しめる公園、手でもものに触れることにより楽しめる公園づくりを推進します。



d. 日常生活を彩る緑づくり

○準公共施設緑化

区内の緑化を推進するため、私立保育園や病院等の準公共的な施設と緑地協定を締結し、その緑化工事を区が行い、緑豊かな街並みを形成することにより、地域の良好な生活環境を創造します。

○庁舎・学校等公共施設の緑化と景観に配慮した整備

庁舎・学校等公共施設の緑化を推進します。また、緑化にあたっては、低木・中木・高木や常緑樹・落葉樹の組み合わせや四季折々の花の植栽等により、変化のある植栽に配慮します。

○パークフロントの整備

公園内の緑化の充実はもとより、公園周辺街区における緑化を推進し、公園と調和した緑づくりを推進します。

○アイ・ストップとなる緑づくり

国道等の幹線道路が交わる交差点や駅前広場、大規模公園、区役所等の公共施設に歩行者、車利用者にとって目印となる緑づくりを行います。

○菖蒲のまちづくり

歴史的資源でもあり、区の観光スポットである堀切菖蒲園近隣において、菖蒲を活用したまちづくりを推進します。

e. 水と緑のネットワークづくり

○緑の回廊の整備

区の骨格となる花と緑の拠点、水の拠点等の大規模緑地や人が集まる駅等を結ぶ水路跡地や街路による緑の回廊を整備します。

○緑のプロムナード計画の推進

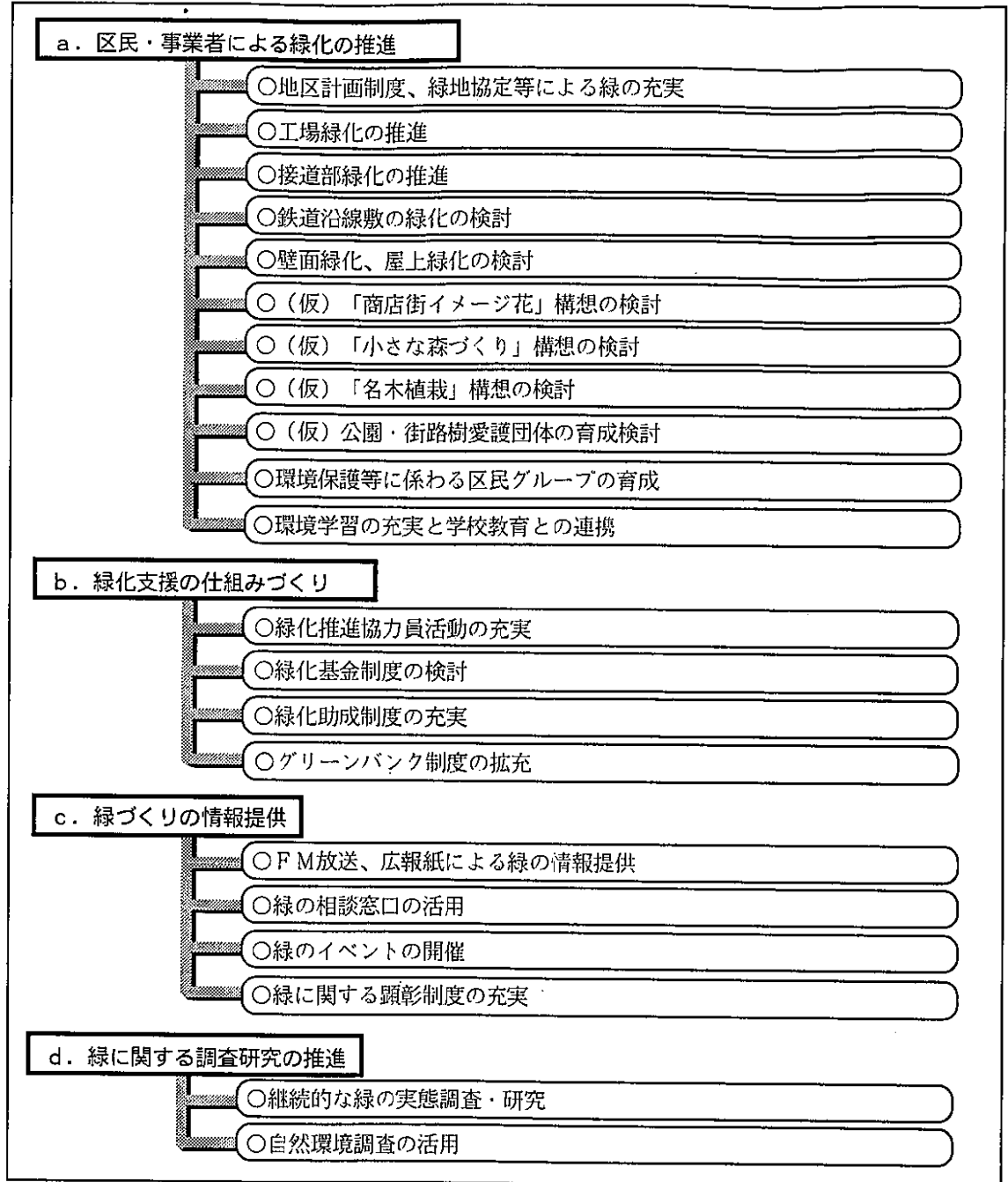
水路跡地を活用した「緑のプロムナード計画」を推進します。

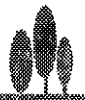
○緑道・親水緑道の整備

下水道整備による水路跡地などを活用し、地域を特徴づける植栽などを施したやすらぎやうまいのある道路を整備します。また、散策などが楽しめる緑道をネットワーク化していきます。



④区民・事業者と行政による緑づくりを進めます。





a. 区民・事業者による緑化の推進

○地区計画制度、緑地協定等による緑の充実

一団のまとまりのあるコミュニティにおいて、地区計画制度や緑地協定等を推進することにより、公園等のオープンスペースの整備や特徴ある緑化を推進します。

○工場緑化の推進

大規模敷地（敷地面積 1,000 m²以上）を有する工場については、緑の育成に関する協定（「緑の協定」）に基づき、敷地周辺の緑化を推進します。特に河川沿いの大規模工場は、「水の拠点」となるよう重点的に緑化を誘導します。また、中小工場については、周辺の街並みにあわせた緑化を推進します。

○接道部緑化の推進

緑あふれる快適な歩行者空間を創出するとともにより良い住環境を創出するため、接道部緑化を推進します。

○鉄道沿線敷の緑化の検討

連続的な緑の軸の形成を図るため、鉄道沿線敷の緑化を検討します。

○壁面緑化、屋上緑化の検討

限られた土地の中で、緑豊かなまちづくりを行うため、壁面緑化、屋上緑化等の特殊緑化の検討を行います。

○（仮）「商店街イメージ花」構想の検討

商店街の独自性創出のために、商店街毎にテーマ性をもった固有の花や樹木を位置づける（仮）「商店街イメージ花」構想を検討します。

○（仮）「小さな森づくり」構想の検討

現在公園以外で不足している身近な緑の空間を創出するため、樹木のまとまりある植栽や大規模建造物等の特殊緑化などにより小さな森をつくる（仮）「小さな森づくり」構想を検討します。

○（仮）「名木植栽」構想の検討

地域単位や地区単位など、行政・コミュニティ単位での統一のとれた緑の景観を創出するために、その場所を象徴し、目印となる「名木」を植栽していく（仮）「名木植栽」構想を検討します。



○（仮）公園：街路樹愛護団体の育成検討

区民に親しまれる公園・街路樹づくりを行うために、また、身近な緑に関心を持ってもらうために（仮）公園・街路樹愛護団体の育成の検討を行います。

○環境保護等に係わる区民グループの育成

近年の区民レベルでの環境に対する関心の高まりの中、行政では把握しきれない、区民の視点からの住環境等を把握するために、環境保護等に係わる区民グループの育成を援助します。

○環境学習の充実と学校教育との連携

これからの時代を担う子供たちをはじめとした区民を対象に、水とオープンスペースに対する意識や価値観を変革し豊かな感性・見識を育てる環境学習の充実を図ります。また、環境学習をより効果的に行うため、学校教育との連携を検討します。

b. 緑化支援の仕組みづくり

○緑化推進協力員活動の充実

区の実施する緑化に関する施策に協力し、緑の保護と育成に関する運動を自ら積極的に進める民間協力者を育成するとともに、その活動の支援・助成を検討します。

○緑化基金制度の検討

緑とオープンスペースに関する様々な取組みに対応できるよう、また、区民の緑化に対する助成を強化するため緑化基金制度の検討を行います。

○緑化助成制度の充実

区内の緑化を推進するため、生垣造成補助、グリーンバンク制度等、緑化助成制度の充実を図ります。

○グリーンバンク制度の拡充

現在実施しているグリーンバンク制度（宅地の造成、家屋の増改築等で不要となった樹木を区の費用で引取り、希望者に斡旋する。また、引取り希望のない樹木は、とりあえず圃場に仮植しておき引取り希望者に提供する。）の区民周知を図るとともに、周辺区市町村や東京都との連携等、制度の拡充を検討します。



c. 緑づくりの情報提供

○FM放送、広報紙による緑の情報提供

緑に関する情報等をFM放送、広報紙等により提供し、区民・事業者の緑に関する意識の啓発を図ります。

○緑の相談窓口の活用

水元公園内に設置され、区民・事業者の緑に関する身近な相談の役割を果たしている、緑の相談所の活性化を支援します。また、相談所以外に、専門的な知識を有する相談員として、樹木医やガーデニングに関する知識者等の育成を図ります。

○緑のイベントの開催

緑の保全や緑化等、緑の重要性についての意識啓発を図るとともに、多くの区民が緑とのふれあいを享受できるよう、緑に関するイベントを開催します。

○緑に関する顕彰制度の充実

緑づくりの重要性を知らせていくため、緑化活動に貢献した団体や先進的な緑化を行った施設、区の緑づくりに貢献したと認められる個人や組織などを顕彰する制度の充実を検討します。

d. 緑に関する調査研究の推進

○継続的な緑の実態調査・研究

緑とオープンスペース基本計画の見直しの際の基礎資料等として、継続的な緑の実態調査を行い、緑の状況をわかりやすくストックしていきます。また、区の緑の保全や緑化の状況などの研究を行います。

○自然環境調査の活用

区が所有する自然環境に関するデータを区民に周知するとともに、継続的に調査を行うことで自然環境の状況を把握し、貴重な自然環境保全のための方策につながる基礎資料として活用します。



6-2 実現のための施策の方針図

計画の実現に向けて、4つの基本方針に基づく15の行動（基本的施策）を総合すると、次のような方針図となります。

葛飾区の特徴である河川沿いに、環境、防災等の機能を持った比較的大規模な「都市施設とする緑地（公園緑地等）」を配置するとともに大規模施設を緑化して骨格軸を形成していきます。また、市街地には歩いて行ける範囲に身近な「都市施設とする緑地（公園緑地等）」を整備し、「各種制度に基づく緑地（生産緑地地区や保存樹林等）」や「社会通念上安定した緑地（社寺境内地等）」を適正に維持・保全しながら、これらを街路樹や網の目のような緑道によってネットワークしていくものです。

これらのオープンスペースは、地域の個性（場所柄）に応じて、避難地やレクリエーション活動の場あるいは生物生息の場等といった各目的毎に、緑化あるいは景観デザイン、エコロジカルデザインが施されて、それぞれの役割を担うこととなります。

この方針図は、平成32年を目指したものであり、超長期的には公園不足区域の解消をはじめ、災害や環境問題に対応できる質の高い「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」葛飾の実現に向けて、更に緑とオープンスペースの確保に努めていきます。

実現のための施策の方針図

凡例	
既存	計画

河川軸の形成

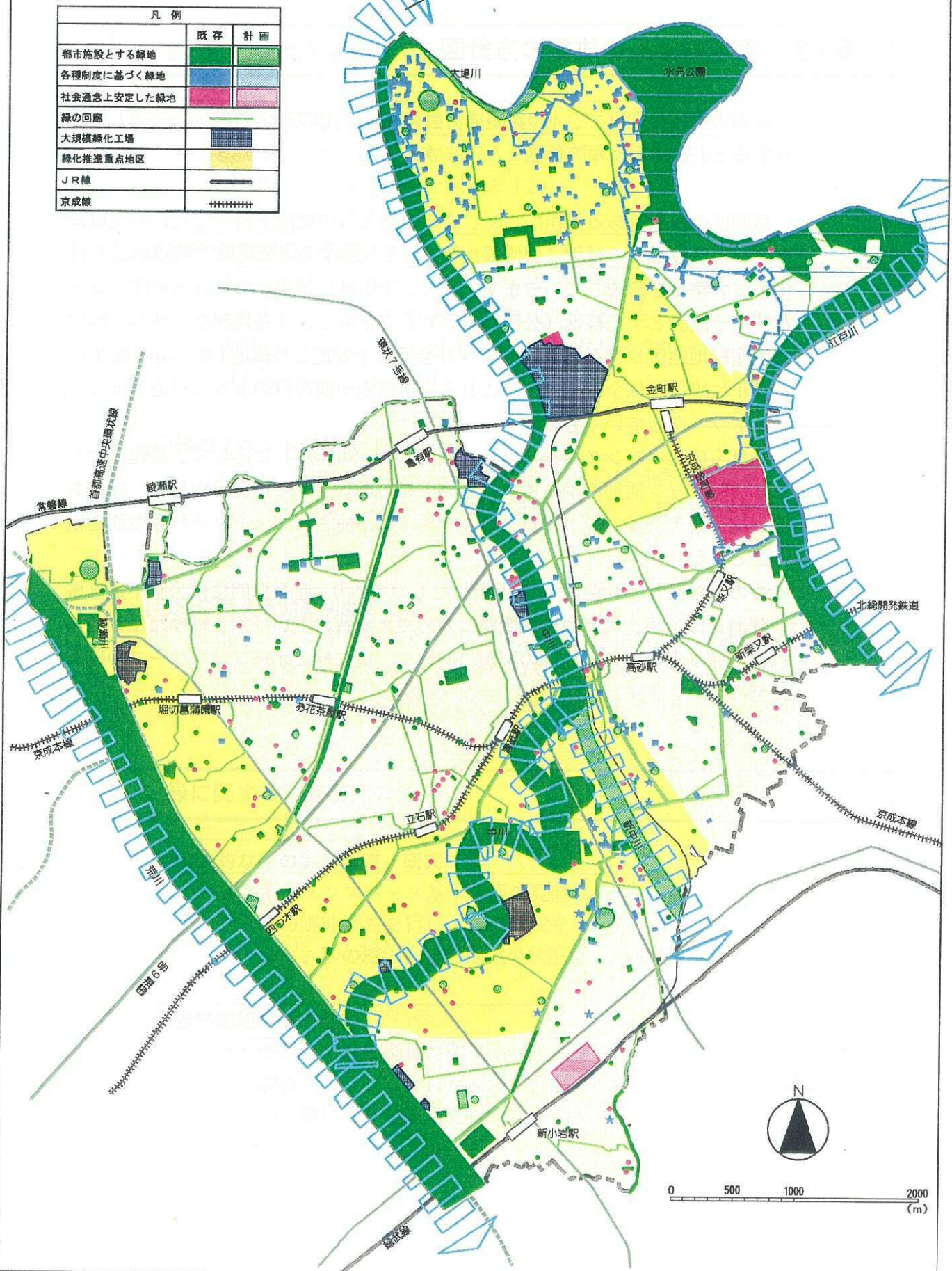


図 6-1 実現のための施策の方針図



6-3 地区別方針図

本計画において設定した緑に関する施策を、以下の7地区ごとにまとめます。

表 6-1 地区区分

地区	面積	人口	世帯数
水元地区	522.6ha	43,958人	16,243世帯
金町・新宿地区	510.3ha	48,914人	21,168世帯
柴又・高砂地区	537.6ha	69,565人	28,583世帯
亀有・青戸地区	361.1ha	52,706人	23,260世帯
南綾瀬・お花茶屋・堀切地区	476.9ha	73,515人	31,380世帯
立石・四つ木地区	480.4ha	63,662人	26,987世帯
奥戸・新小岩地区	591.1ha	68,415人	30,351世帯
葛飾区	3,480ha	420,735人	177,972世帯
		住民基本台帳(H10.4.1)	

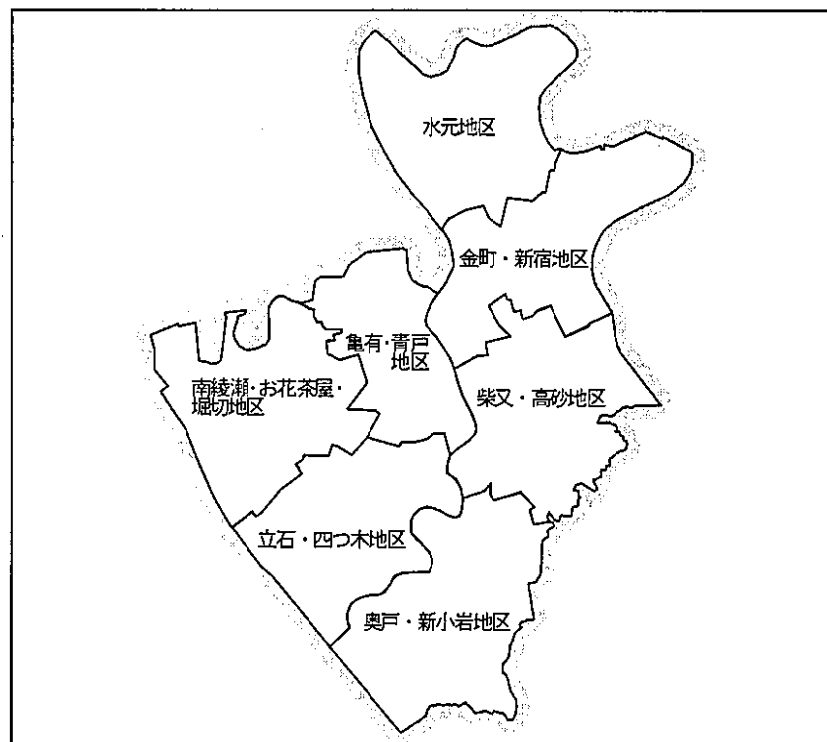
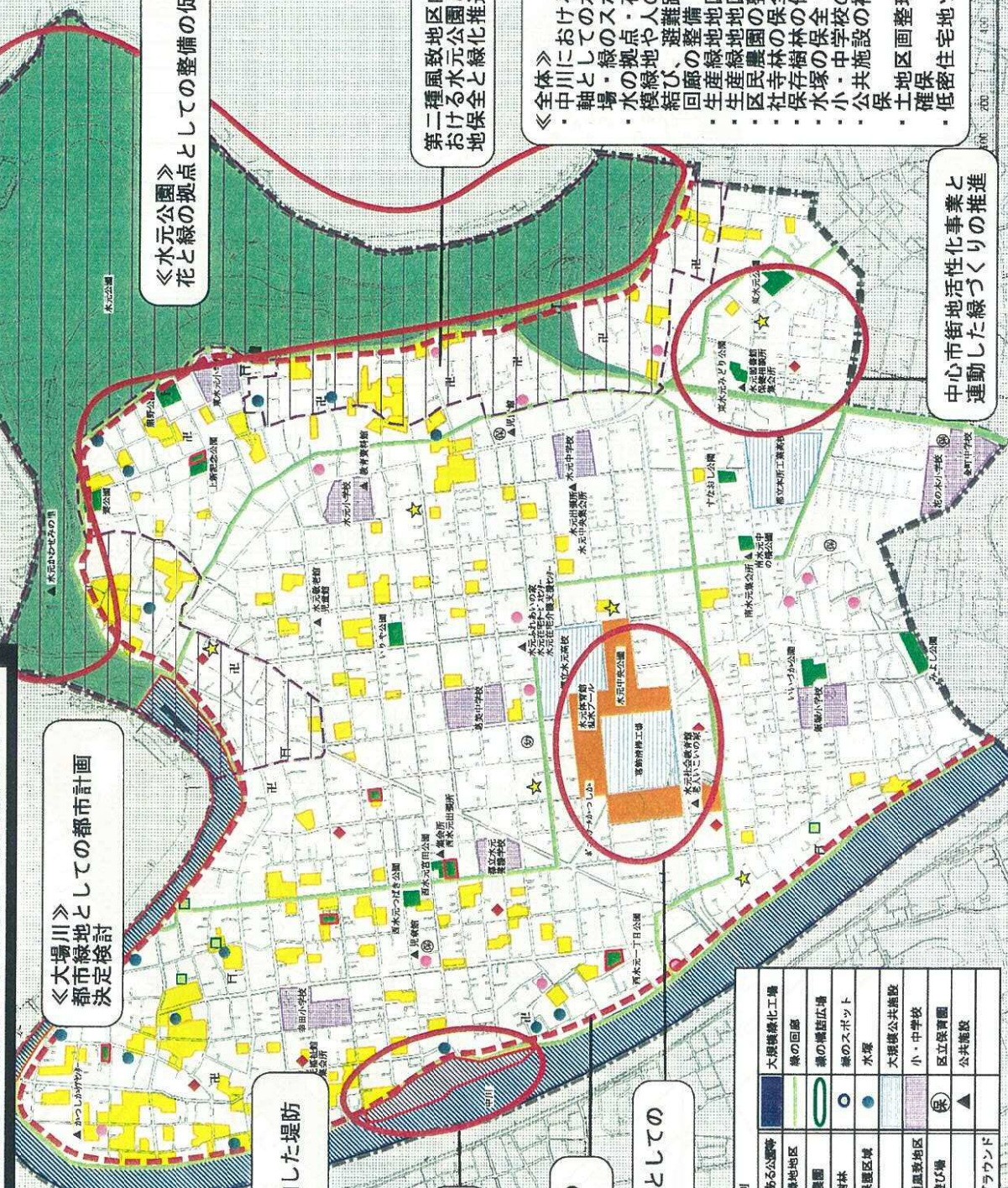


図 6-2 地区区分図

水元地区
～水元公園の緑と調和した農地等を活かした緑づくり～

《大場川》としての都市計画
都市緑地としての都市計画
決定検討



《水元公園》
花と緑の拠点としての整備の促進

《中川》
河川沿いの市街地と調和した堤防
の整備の検討

(仮) 西水元公園の
水の拠点としての整備

テリトリートツールの
活用

花と緑の拠点としての
機能充実

第二種風致地区内の住宅地に
おける水元公園と調和した緑
地保全と緑化推進

中心市街地活性化事業と
運動した緑づくりの推進

凡例

街区公園	計画のある公園等	大規模緑化工場
近郊公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民農園	緑の構想広場
運動公園	保存樹林	緑のスポット
特殊公園	自然保護区域	水溜
運動場	河川	大規模公共施設
供用施設公園	第二種風致地区	小・中学校
都市緑地	民間遊歩場	区立保育園
緑道公園	寺社	公共施設
児童遊園	企業グラウンド	

- 《全体》
- 中川における区の水ポットと緑の拠点を軸場・緑の拠点・花や人の集まる回廊の整備
 - 生産緑地地区の活用と新たな指定
 - 区民農園の保全
 - 保存樹林の保全
 - 水塚の保全
 - 小・中学校の複合化による空間の確保
 - 土地区画整理事業による緑空間の確保
 - 低密住宅地ツールの活用

金町・新宿地区

～中心市街地の活気と賑わいを演出する緑づくり～

中心市街地活性化事業と連動した緑づくりの推進

大規模工場内の緑化
・中川と一体となった空間の創出

テリトリーツールの活用

中川沿いの市街地と調和した堤防の整備の検討

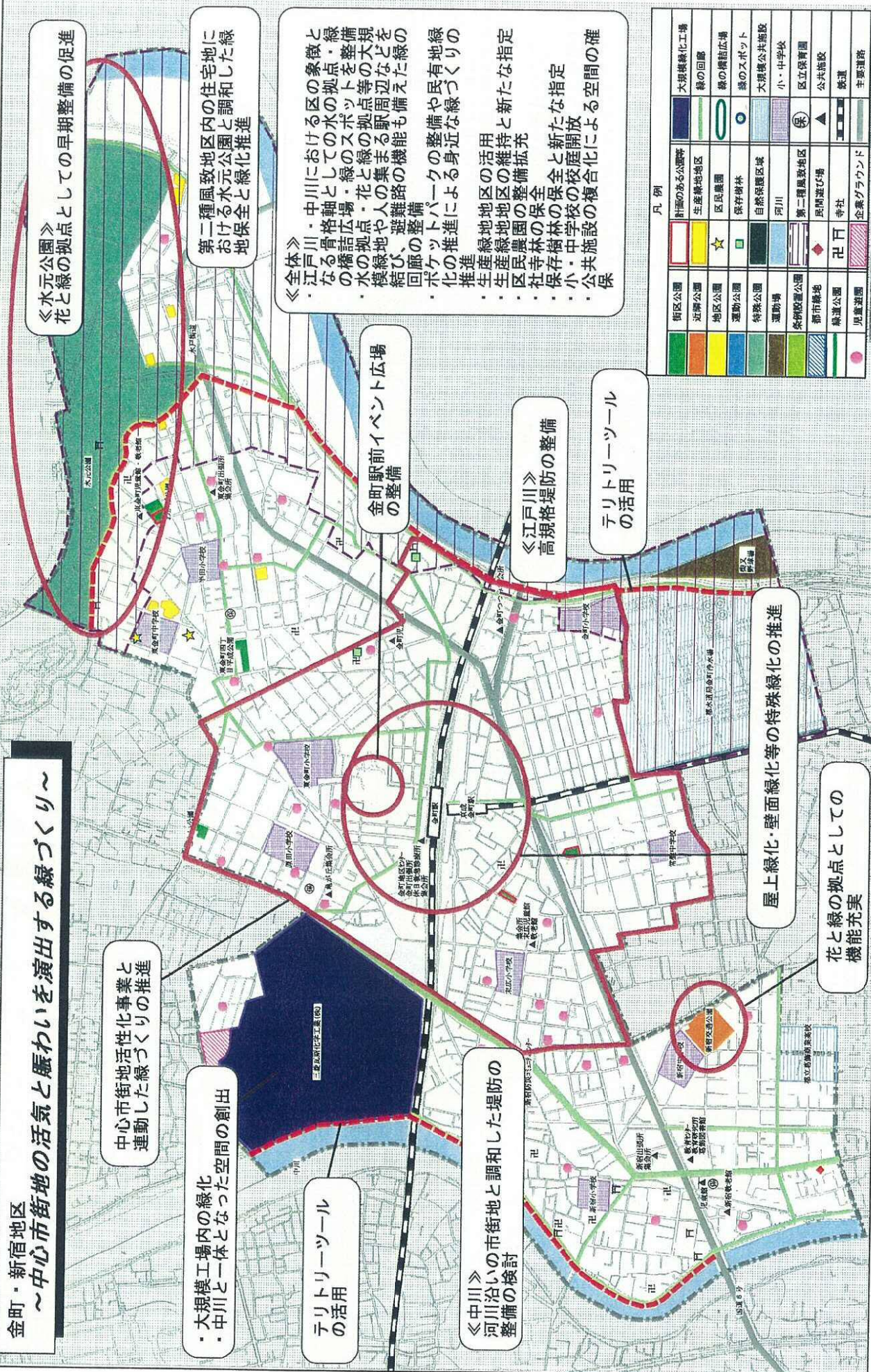
屋上緑化・壁面緑化等の特殊緑化の推進

花と緑の拠点としての機能充実

水元公園
花と緑の拠点としての早期整備の促進

第二種風致地区内の住宅地に
おける水元公園と調和した緑
地保全と緑化推進

全体
・中川における区の象徴と緑の拠点・整備の推進
・江戸川沿いの水元公園と調和した緑地保全と緑化推進
・中川沿いの市街地と調和した堤防の整備の検討
・中川と一体となった空間の創出
・大規模工場内の緑化
・テリトリーツールの活用
・屋上緑化・壁面緑化等の特殊緑化の推進
・金町駅前イベント広場の整備
・高規格堤防の整備
・テリトリーツールの活用
・花と緑の拠点としての機能充実



凡例

街路公園	計画のある公園等	大規模緑化工場
近隣公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民緑地	緑の隣街広場
運動公園	保存樹林	緑の入り口
特殊公園	自然保護区域	大規模公共施設
運動場	河川	小・中学校
条例設置公園	第二種風致地区	区立保育園
都市緑地	民間遊戯場	公共施設
緑道公園	社	鉄道
児童遊園	企業グラウンド	主要道路

柴又・高砂地区

～水と緑豊かな江戸川と新中川の河川軸を結ぶ緑づくり～

- 《全体》
- ・江戸川・中川・新中川における区象徴・整備
 - ・水と緑の橋詰広場・緑のスポット
 - ・花と緑の拠点としての大規模模範緑地
 - ・避難路の機能も備えた緑の活用
 - ・区民の生活圏の維持と新たな指定
 - ・公園・緑地の保全と新たな指定
 - ・小・中・高の複合化による空間の確保
 - ・木造密集地域におけるオープンスペースの確保
 - ・緑道・コミュニティ道路等の整備
 - ・避難路の確保

テリトリーツールの活用

《江戸川》高規格堤防の整備

花と緑の拠点としての機能充実

《新中川》都市緑地としての都市計画決定検討

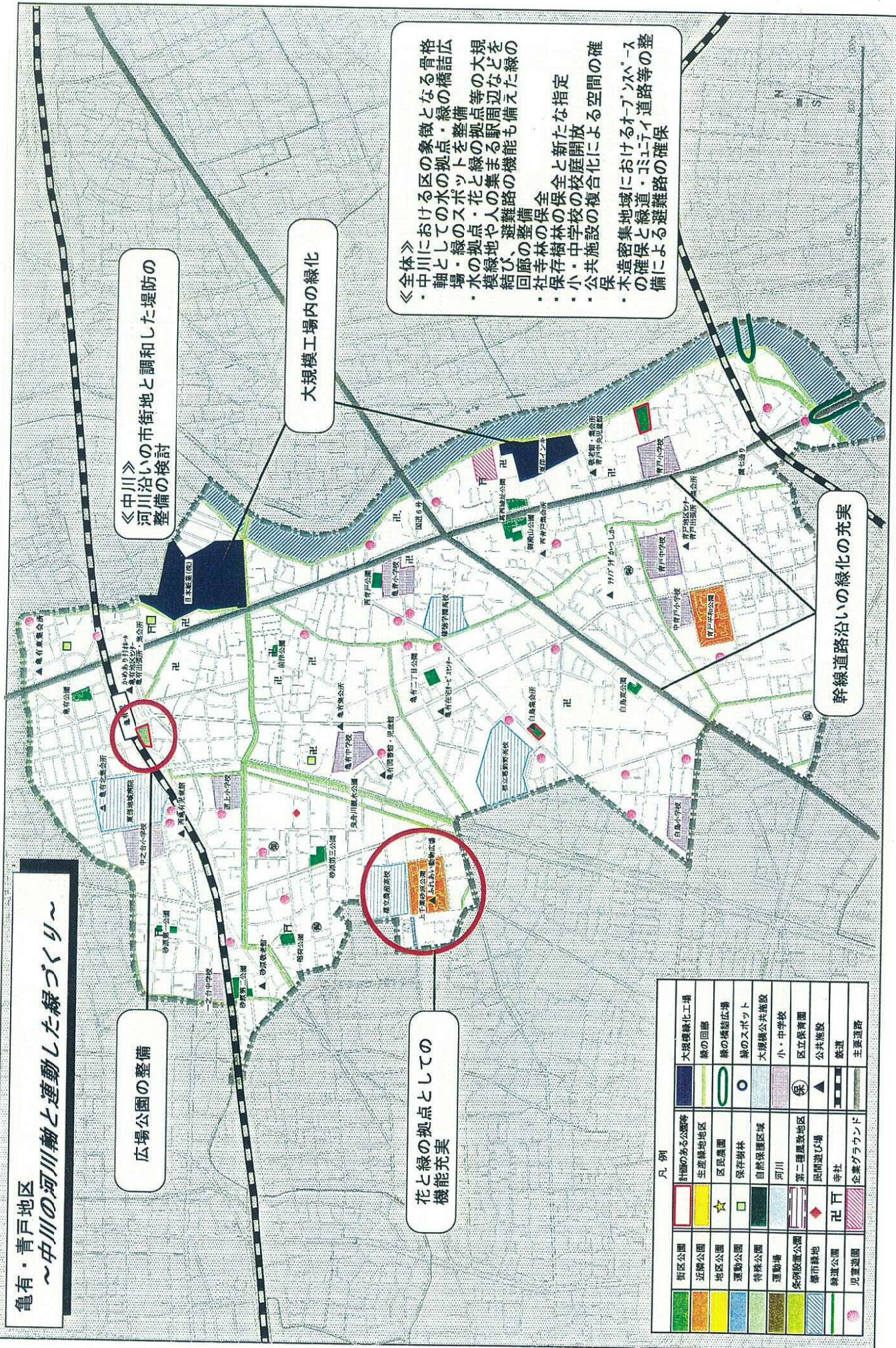
水の拠点としての機能充実

《中川》河川沿いの市街地と調和した堤防の整備の検討

凡例

街区公園	公園のある公園等	大規模緑化工場
近隣公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民農園	緑の橋詰広場
運動公園	保存樹林	緑のスポット
特殊公園	自然保護区域	大規模公共施設
運動場	河川	小・中学校
条例指定公園	第二種風致地区	区立保育園
市庁舎	民間遊び場	公共施設
緑道公園	神社	鉄道
児童遊園	企業グラウンド	主要道路

亀有・青戸地区
～中川の河川軸と連動した緑づくり～



《中川》
河川沿いの市街地と調和した堤防の
整備の検討

大規模工場内の緑化

《全体》
 ・中川における水の象徴となる骨格
 軸としての水スポットを緑の橋詰広
 場の緑地・花の拠点と緑の拠点等の大規
 模緑地や人の集まる駅周辺などを
 結び、避難路の機能も備えた緑の
 回廊を確保
 ・保存寺林の保全
 ・小・中学校の校庭開放
 ・公共施設の複合化による空間の確
 保
 ・木造密集地域におけるオープンスペース
 の確保と緑道・コミュニティ道路等の整
 備による避難路の確保

幹線道路沿いの緑化の充実

広場公園の整備

花と緑の拠点としての
機能充実

凡例

街区公園	計画のある公園等	大規模緑化工場
近隣公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民公園	緑の橋詰広場
運動公園	保存樹林	緑のスポット
特殊公園	自然保護区域	大規模公共施設
運動場	河川	小・中学校
条例設置公園	第二種風致地区	区立保育園
緑道	民間遊歩場	公共施設
児童遊園	神社	鉄道
	企業グラウンド	主要道路

南綾瀬・お花茶屋・堀切地区
～歴史を感じさせる蒼蒼をモチーフにした緑づくり～

新たなオープンスペース
の確保

大規模工場内の緑化

・防災まちづくりと運動した緑づくり
・密集市街地ツールの活用

花と緑の拠点としての
機能充実

生態系に配慮した
水の拠点の整備

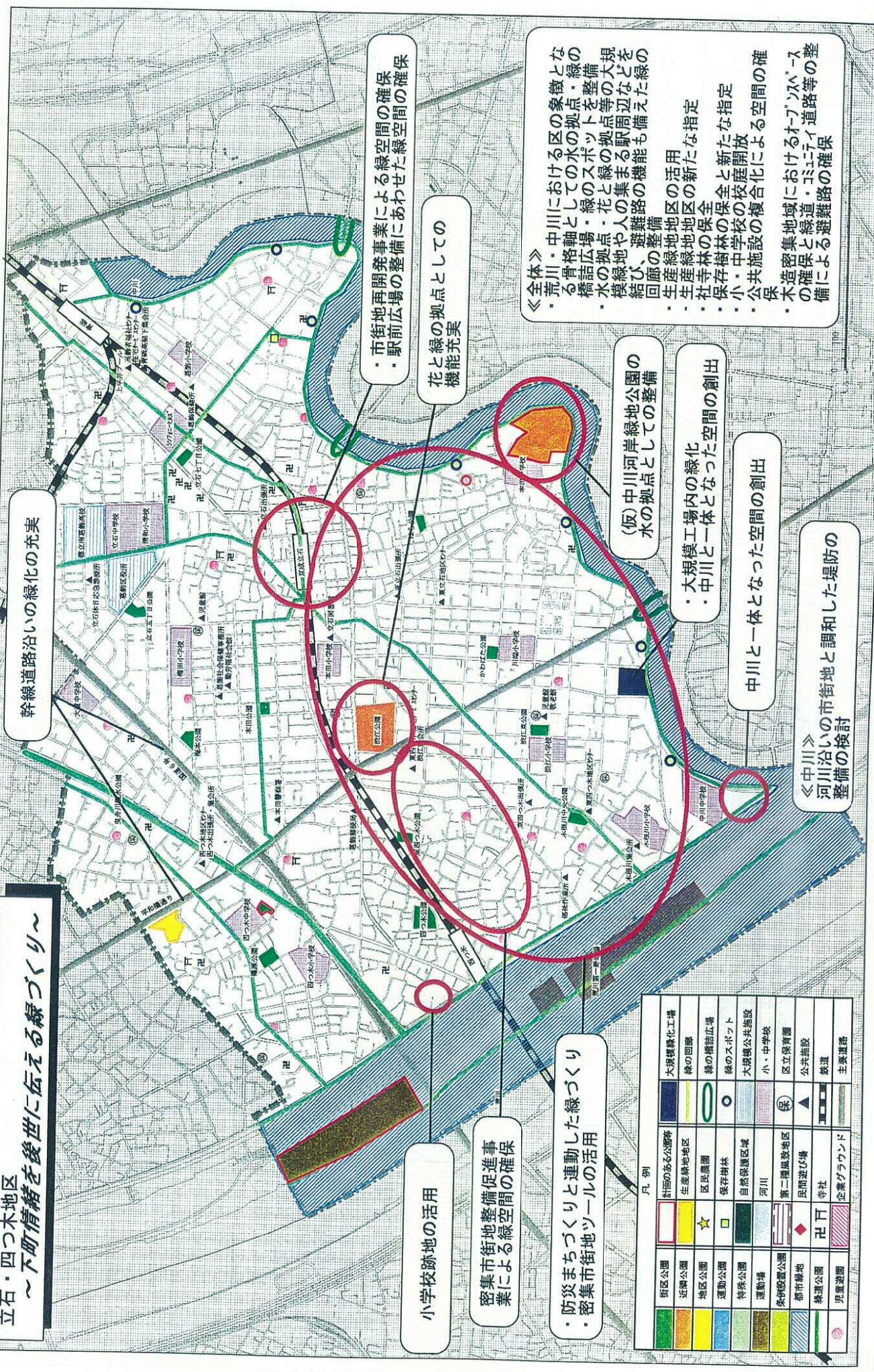
《全体》
 ・荒川における水の拠点としての緑の整備
 ・水と緑の結びつきを高めるための緑の整備
 ・緑の整備による防災まちづくりの活用
 ・緑の整備による運動した緑づくりの活用
 ・緑の整備による生態系に配慮した水の拠点の整備
 ・緑の整備による機能充実の確保
 ・緑の整備による防災まちづくりの活用
 ・緑の整備による運動した緑づくりの活用
 ・緑の整備による生態系に配慮した水の拠点の整備
 ・緑の整備による機能充実の確保

幹線道路沿いの緑化の充実

凡例	
街区公園	計画のある公園地
近隣公園	生産緑地地区
地区公園	区民公園
運動公園	保存樹林
特殊公園	自然保護区域
運動場	河川
条例設置公園	第二種風致地区
都市緑地	民間遊び場
緑道公園	神社
児童遊園	企業グラウンド
	大規模緑化工場
	緑の回廊
	緑の構造広場
	緑のスポット
	大規模公共施設
	小・中学校
	区立保育園
	公共施設
	鉄道
	主要道路

立石・四つ木地区
～下町情緒を後世に伝える緑づくり～

幹線道路沿いの緑化の充実



市街地再開発事業による緑空間の確保
・駅前広場の整備にあわせた緑空間の確保

花と緑の拠点としての機能充実

小学校跡地の活用

密集市街地整備促進事業による緑空間の確保
・防災まちづくりと連動した緑づくり
・密集市街地ツールの活用

(仮)中川河岸緑地公園の水の拠点としての整備

大規模工場内の緑化
・中川と一体となった空間の創出

中川と一体となった空間の創出

中川沿いの市街地と調和した堤防の整備の検討

《全体》
 ・中川における区の象徴となる
 ・赤川・格軸としての水の拠点・緑の橋詰広場・花と緑の拠点等を大規模緑地や人の集まる駅前広場の緑の回廊の整備
 ・生産緑地地区の活用
 ・社寺・保存樹林の保全
 ・小・中学校の校庭開放
 ・公共施設の複合化による空間の確保
 ・木造密集地域におけるオープンスペースの確保と緑道・コミュニティ道路等の整備による避難路の確保

凡例

街区公園	計画のある公園等	大規模緑化工場
近隣公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民農園	緑の橋詰広場
運動公園	保存樹林	緑のスポット
特殊公園	自然保護区域	大規模公共施設
運動場	河川	小・中学校
長寿健康公園	第二種風致地区	区立保育園
都市緑地	民間遊び場	公共施設
緑道公園	神社	鉄道
児童遊園	企業グラウンド	主要道路

奥戸・新小岩地区

～水と緑あふれる中川七曲がり・荒川・新中川と連動した緑づくり～

・大規模工場内の緑化
・中川と一体となった空間の創出

《中川》
河川沿いの市街地と調和した堤防の整備の検討

水の拠点としての機能充実

《新中川》
都市緑地としての都市計画決定検討

《全体》
 ・荒川・中川・新中川における水の拠点としての水質改善・緑のネットワークを整備
 ・水と緑の集まる駅前周辺など大規模緑地や、花と緑の拠点等の活用
 ・緑の回廊の整備・緑地の維持と新たな指定
 ・生産緑地の活用と新たな指定
 ・区民農園の保全と新たな指定
 ・社宅・中学校の複合化による空間の確保
 ・小・中・高の複合化による空間の確保
 ・公共施設の複合化による空間の確保
 ・木造密集地域におけるオープンスペースの確保と緑道・コミュニティ道路等の整備による避難路の確保

鉄道沿線敷の緑化の検討

幹線道路沿いの緑化の充実

小学校跡地の活用

生態系に配慮した(仮)荒川河川敷自然公園の整備

水の拠点、花と緑の拠点を兼ね備えた拠点として整備

企業グラウンドの整備支援
と、充実した緑化
・新たな公園整備の促進

広場公園の整備

凡例

街区公園	計画のある公園等	大規模緑化工場
近隣公園	生産緑地地区	緑の回廊
地区公園	区民農園	緑の構造広場
運動公園	保存樹林	緑のスポット
特殊公園	自然保護区域	大規模公共施設
運動場	河川	小・中学校
条例設置公園	第二種風致地区	区立保育園
都市緑地	民間遊び場	公共施設
緑道公園	神社	鉄道
児童遊園	企業グラウンド	主要道路



6-4 緑化推進重点地区の設定

(1) 緑化推進重点地区選定にあたって

緑とオープンスペースが不足している葛飾区では、区内全域で建物の状況や空地の状況等、地域の特性に合わせた緑化の推進が求められています。

これまで、本区は、東京都との共同により、葛飾区全域において約32haの緑地を造出する事業をはじめ、特定大規模地域緑化事業を白鳥二丁目地域（約422ha）において実施してきました。

本計画では、以下の3つの考え方をもとに“緑化推進重点地区”を4箇所設定します。なお、緑化推進重点地区は、順次見直しを行い、区内全域が指定されるように段階的に指定していきます。

まちづくり（面的事業等）が動きはじめる地区

緑化推進重点地区は、地区内の良好な緑の環境の創出とともに、周辺地区への波及を目的としています。そこで、中心市街地活性化エリアや土地地区画整理事業を施行すべき地域等、まちづくりが動きはじめる地区を指定します。

緑のネットワークの根幹を成す「河川軸」を含んだ地区、花と緑の拠点・水の拠点等の拠点形成を図るべき空間を含んだ地区

本計画の将来像を実現するため、緑のネットワークの根幹を成す「河川軸」を含んだ地域、花と緑の拠点・水の拠点等の拠点形成を図るべき空間を含んだ地域を指定します。

オープンスペースの配置ツールを使った葛飾独自の緑づくりが展開できる地区

配置ツールを設定し、葛飾独自の緑づくりを行うため、その配置ツールを使った緑づくりが展開できる地区を指定します。



(2) 緑化推進重点地区

①水元地区（約 270ha）

水元地区は、大部分が「区画整理を施行すべき区域」であり、今後面開発を行う予定があります。

また、中川・大場川の河川、花と緑の拠点及び水の拠点である水元公園に接しているため、河川を活かした緑のまちづくりが期待できるとともに、水元公園と調和のとれた環境の創出が望まれています。

さらに、水元地区は、生産緑地地区等の農地が数多く存在しており、この地区特性を活かした「低密住宅地ツール」のモデル的活用が期待できる地区です。

②金町中心市街地地区（約 170ha）

金町中心市街地地区は、中心市街地活性化が導入される地区であり、地域コミュニティと一体となったまちづくりが期待できます。

また、江戸川に接しているため、河川軸と連動した緑のまちづくりが望まれています。

配置ツールの使用にあたっては、駅前団地広場や河川等に隣接した緑地の配置など、「ペアツール」のモデル的活用が期待できる地区です。

③中川七曲がり地区（約 550ha）

中川七曲がり地区は、防災整備上の重点地区に指定されてエリアを含んでおり、今後、防災に強いまちづくりが行われる地区です。

中川は独特のうねり（七曲がり）を維持しており、河川沿いには総合スポーツセンター等の水の拠点が配置されているため、葛飾独自の河川と調和した緑とオープンスペースの創出が期待されます。

さらに、中川の七曲がりを活用した「河川軸ツール」や重点整備地域における「密集市街地ツール」のモデル的活用が期待できる地区です。

④堀切菖蒲のまちづくり地区（約 280ha）

堀切菖蒲のまちづくり地区は、菖蒲を活かした葛飾の歴史と風土を活かしたまちづくりが期待される地区です。

また、荒川、綾瀬川に隣接していることから、河川軸と調和した緑のまちづくりが望まれています。

重点整備地域においては「密集市街地ツール」のモデル的活用が期待できます。

緑化推進重点地区位置図

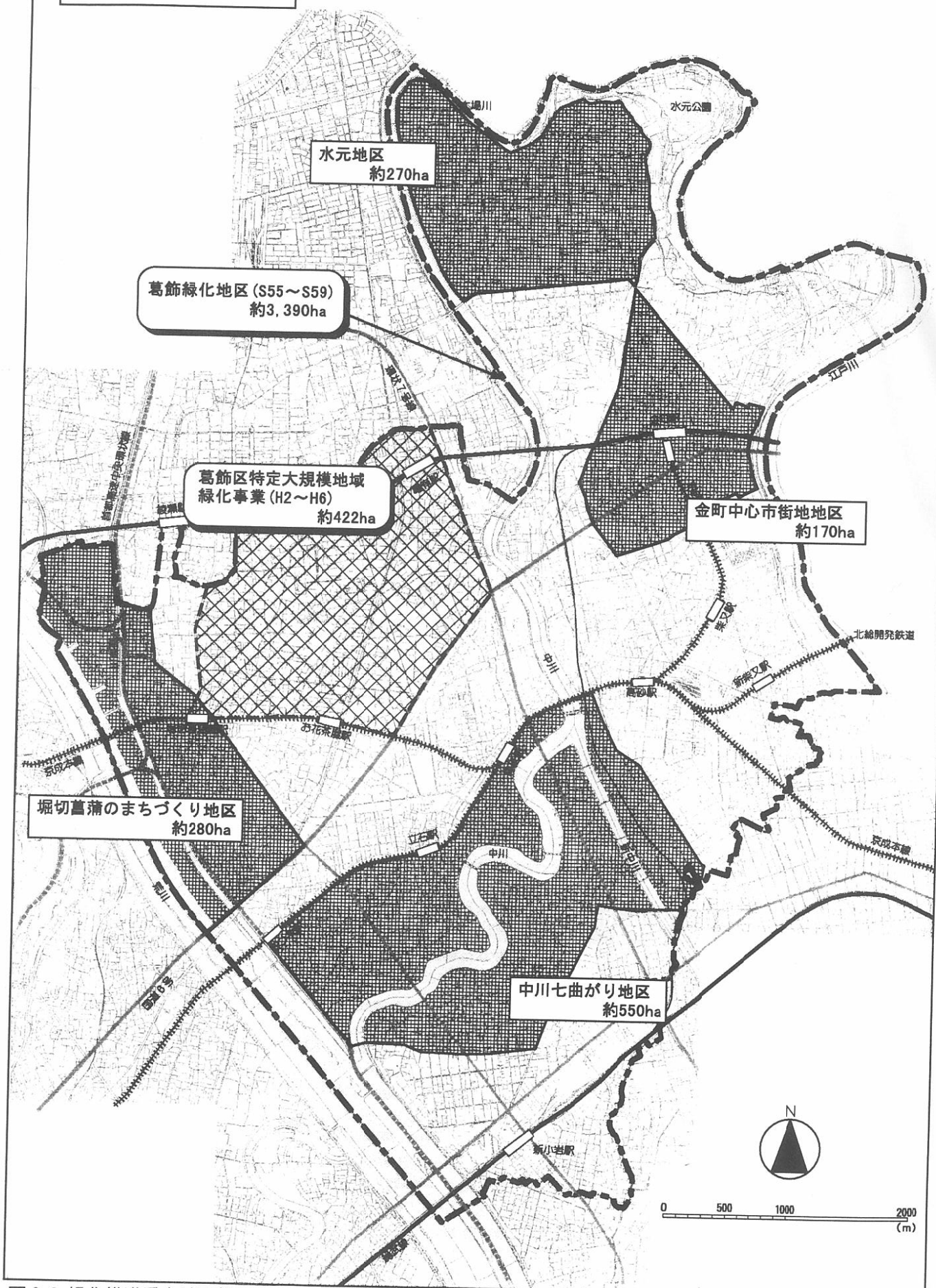


図 6-3 緑化推進重点地区位置図